

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
上三川町	川中子地区 (川中子一区、川中子二区、川中子三区)	令和3年3月26日	令和5年3月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	154.51ha	
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	116.53ha	75.4%
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	83.18ha	53.8%
i うち後継者未定または不明の農業者の耕作面積の合計	76.58ha	92.1%
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	58.42ha	37.8%

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は58haであり、65才以上の農業者の割合は5割を超えており、さらに75才以上の割合は全体の18.1%となっている。中心的な経営体は各集落において存在するが、それぞれの耕作面積で見ると、大きな経営規模の経営体は少ない状況である。現状では担い手の他に、小規模な農業者の存在が地域の農業を支えている形であるが、今後年数が経過し、農業者の高齢化、後継者不足が更に加速する恐れもあり、将来に向けた取組方針を定め、それを実施していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

将来的な農業機械の老朽化や、高齢化による離農に備えて、中心経営体や規模拡大志向の農業者への農地の集積・集約を進めていくとともに、地域において集落営農の組織化、法人化を検討し、将来にわたり営農が可能な体制づくりを目指す。農業者だけでなく、所有者や地域住民が一体となって農地や水路等の維持管理を地域ぐるみで実施し、地区における農村環境の保全を検討していく。